
プロジェクト	IFRS 第 16 号「リース」の適用後レビュー
項目	借手による測定 ¹ の要求事項の適用のための継続的コストに関する質問に対する対応

本資料の目的

1. 本資料は、国際会計基準審議会（IASB）により 2025 年 6 月 17 日に公表された、情報要請「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」（以下「本情報要請」という。）に対するコメント・レターにおける対応の方向性について検討を行うことを目的としている。
2. 本資料では、本情報要請における質問事項のうち、質問 4「借手による測定¹の要求事項の適用のための継続的コスト」を取り上げている。

本情報要請の内容

（情報要請の文脈）

3. ここでは、継続的コストが予想よりも高くなる可能性に関しての懸念の原因として利害関係者が識別した IFRS 第 16 号の要求事項のいくつかについて論じる。
4. IASB は、リース負債の測定に関する要求事項が、予想よりも著しく高い継続的コストの原因となっているかどうか、及びそうである場合に、利害関係者は IASB がリースに関する財務情報の有用性に著しく影響を与えずにこれらのコストをどのように低減させることを提案するのかを理解したいと考えている。

（情報要請の背景）

割引率

5. 審議事項(3)-4 参照

リース負債の事後測定

6. リースの開始日後において、IFRS 第 16 号は借手がリース負債を次のことによって測定することを要求している。
 - (1) リース負債に係る利息を反映するように帳簿価額を増額する。
 - (2) 支払われたリース料を反映するように帳簿価額を減額する。

- (3) 見直し又はリースの条件変更を反映するか、又は改訂後の実質上の固定リース料を反映するように帳簿価額を再測定する。

リース負債の見直し

7. IFRS 第 16 号は、リース料の変動を反映するためにリース負債を再測定すること及びリース負債の再測定金額を使用権資産の修正として認識することを借手に要求している。借手は改訂後のリース料を次の割引率を用いて割り引くことによってリース負債を再測定する。

- (1) 次のいずれかに変化がある場合には、改訂後の割引率

- ① リース期間
- ② 原資産を購入するオプションの判定

- (2) 次のいずれかに変化がある場合には、変更のない割引率

- ① 残価保証に基づいて支払われると見込まれる金額
- ② 将来のリース料の算定に使用される指数又はレートの変動による将来のリース料

リースの条件変更

8. IFRS 第 16 号は、リースの条件変更を「リースの当初の契約条件の一部ではなかったリースの範囲又はリースの対価の変更」と定義している。

9. 借手は、条件変更により次のようになる場合に、リースの条件変更を独立したリースとして会計処理することを要求される。

- (1) 1 つ又は複数の原資産を使用する権利を追加することによって、リースの範囲を増大させる。

- (2) 範囲の増大分に対する独立価格に見合った金額だけ対価を増大させる。

10. その他の場合には、借手は、リース負債の再測定を次のことによって会計処理することを要求される。

- (1) リースの範囲を減少させるリースの条件変更について使用権資産の帳簿価額を減額する。借手は、リースの部分的又は全面的な解約に係る利得又は損失を純損益に認識する。

- (2) 他のすべてのリースの条件変更について、使用権資産に対して対応する修正を行う。

(スポットライト)

割引率

11. 一部の作成者及び基準設定主体は、割引率（借手の追加借入利率）の決定は複雑性があるため依然として高コストであり困難であると述べた。一部の利害関係者は、借手がリース負債を再測定する際に改訂後の割引率を決定するという要求は、IFRS 第 16 号の適用の継続的コストが高くなる原因となるとも述べた。
12. 一部の利害関係者は、IASB は追加借入利率の決定に関する追加的なガイダンスを提供すべきであると述べた。他の利害関係者は、IASB は要求事項のコストと便益のバランスを改善するために要求事項を簡素化すべきであると述べた。

リース負債の事後測定

13. 一部の利害関係者（主に作成者及び基準設定主体）が、リース負債の事後測定についての要求事項のコストと便益のバランスに関する懸念を示した。初期的なフィードバックは次のことを示唆している。
 - (1) 改訂後の割引率を決定するのにコストがかかる。
 - (2) リース負債の見直し（又はリースの条件変更）の契機となる事象が一部の産業セクターでは頻繁に発生しており、複雑な契約条件を有する可能性のある大規模な契約のポートフォリオに影響を与えている。状況によっては、再測定の会計処理には多大なリソース及び多くの場合に自動化できない手作業（契約の変更の分析など）を要する。
 - (3) 要求事項の一部は適用するのが複雑である場合である。例えば、状況によっては、使用権資産の修正として認識する金額及び純損益計算書に認識する金額を決定することが困難である可能性がある（リース負債の見直しとリースの範囲を減少させるリースの条件変更が同時に発生する場合）。
 - (4) リース負債の頻繁な再測定は財務情報の透明性を改善せず、それによりもたらされる情報には重要性がない可能性がある。
 - (5) 将来のリース料の算定に使用される指数又はレートの変動から生じる将来のリース料の変動の会計処理が、継続的コストを高くする原因となっている。IFRS 第 16 号は、借手がリース負債の再測定の金額を決定し、使用権資産の帳簿価額を修正することを要求しており、これは将来の期間における減価償却費に影響を与える。

(質問項目)

14. 本件に関する質問は、次のとおりである。

質問 4 — 借手による測定 of 要求事項の適用のための継続的コスト

- (a) IFRS 第 16 号における測定 of 要求事項の適用の継続的コストが、おおむね IASB が予想したとおりですることに同意するか。継続的コストが予想よりも著しく高いという見解である場合には、その理由を、企業固有の事実及び状況（IT ソリューションなど）がこれらのコストをどのように増加させているのかを考慮して、説明されたい。
- (b) 継続的コストが予想よりも著しく高いという見解である場合には、リースに関する財務情報の有用性に対して著しい負の影響を生じさせずに IASB がどのようにこれらのコストを低減させることを提案するのかを説明されたい。

9 ページから 10 ページの「質問への回答のためのガイダンス」参照¹。

2024 年 9 月の ASAF 会議対応において行った予備的な検討

15. 2024 年 9 月に開催された ASAF 会議において「IFRS 第 16 号『リース』の適用後レビュー」が議題として取り上げられ、次の点に関して意見が求められた。
- (1) コアとなる目的や原則に関する全体的な評価（質問 1）
 - (2) コストと便益に関する評価（質問 2）
 - (3) IASB が対応すべき適用上の課題（質問 3）

¹ 質問への回答のためのガイダンスには、次のことが記載されている。

- (a) 記述された質問に回答している。
 - (b) 関係する IFRS 会計基準書の項を記載している。
 - (c) 実際の影響と IFRS 第 16 号の予想された可能性の高い影響との間の重大な相違を説明している。
 - (d) これらの重大な相違が、IASB が当該基準書を公表した後の市場の動向によって生じたものかどうか、又は要求事項の適用のコストと便益のバランスが変化したという新たな証拠があるかどうかを説明している。
 - (e) 証拠で裏付けられていて、当該事項が重大な影響を有していて広がりがある（8 ページ参照）ことにより、新しい要求事項が意図されたように機能していないことを示唆するほどの重大性のある事項を IASB が識別するのに役立つ。
 - (f) 回答者が提案する解決策及びそれが便益とコストの評価にどのように影響を与える可能性があるのか（例えば、ある解決策がトピック 842 の要求事項とおおむねコンバージェンスされている IFRS 第 16 号の要求事項に影響を与える場合）を記述する。
- （略）

監査人、規制当局及び利用者 — 自らが監査、規制又は利用する財務諸表を考慮して質問に回答されたい。

IASB は、回答者が質問に回答するために詳細な調査を行うことは期待していないので、回答を提供する際には、IFRS 第 16 号の適用（又は当該基準書に従って作成された情報の利用）についての経験を通じてすでに知っている事項及び懸念を考慮されたい。

16. ASBJ 事務局では、2024 年 9 月開催の ASAF 会議における発言案及び IFRS 第 16 号 PIR に対する今後の ASBJ からの意見発信の基礎を形成するために、IFRS 適用課題対応専門委員会及びリース会計専門委員会の専門委員に対し、ASAF 会議において質問されるであろう項目を取りまとめた質問票により初期的なコメントを依頼した。
17. 初期的なコメントとして、借手による測定 of 要求事項の適用のための継続的コストに関して、次のコメントが寄せられた。
- (1) ある作成者から、継続的な適用においては特段の追加コストは生じていないとのコメントがあった。
 - (2) ある作成者から、類似の契約についてはリース期間の決定の判断を一括して取り扱うことができる実務上の便法を検討していただきたいとのコメントがあった。
 - (3) 監査人から、特性の類似したリースのポートフォリオに IFRS 第 16 号を適用することを容認する規定は十分に機能していないとの意見があった。この点、規定を設けることへの疑問があったほか、より分かりやすいガイダンスを設ける必要があるとの意見もあった。

事務局による分析及びコメント・レターにおける確認事項

18. 前項のとおり、借手による測定 of 要求事項の適用のための継続的コストに関する初期的なコメントは限定的であるが、次の点についてご意見を伺いたい。
- (1) 継続的コストが予想よりも著しく高いという意見があるかどうか。
 - (2) ある場合
 - ① その理由
 - ② リースに関する財務情報の有用性に対して著しい負の影響を生じさせずに低減させる解決策があるか。
19. 本資料第 17 項(2)に関しては、特性の類似したリースに関して、同項(3)のリース期間の決定の判断についてポートフォリオ・アプローチの適用が容易ではないとの指摘とも考えられる。この点、IFRS 第 16 号 B1 項の定めについて追加的な検討を求めるコメントを提出すべきかどうかについてご意見を伺いたい。

<p>B1 本基準書は、個々のリースの会計処理を定めている。しかし、実務上の便法として、企業は本基準書を特性の類似したリースのポートフォリオに適用することができる。そのための条件は、本基準書をポートフォリオに適用することが財務諸表に与える影響が本基準書を当該ポートフォリオの中の個々のリースに適用した場</p>

合と重要性がある相違がないと企業が合理的に見込んでいることである。ポートフォリオを会計処理する場合には、企業はポートフォリオの規模及び構成を反映した見積り及び仮定を使用しなければならない。

ディスカッション・ポイント

本資料第 18 項及び第 19 項についてご意見を伺いたい。また、他にコメントすべき点があれば、ご意見を頂きたい。

以 上